

社会医療法人恒心会  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間                    令和6年9月1日～令和9年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進  
男性職員の育児休暇取得率50%以上を目指す。

<対策>

- 令和6年9月～      施設内の掲示板やグループウェアを利用し、両立支援制度、育児  
休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和7年9月～      配偶者が出産した男性職員向けに各種制度並びに育児関連休  
暇取得ができることを個別に周知する。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施  
有給休暇取得率90%以上を維持する。

<対策>

- 令和6年9月～      毎月有給休暇取得状況について管理し取得の少ない職員へ取得  
を促す。
- 令和7年9月～      各部署における年間の有給休暇の取得状況を報告する。
- 令和8年9月～      有給休暇取得率90%以上を維持する。

目標3：育児・介護休業制度の周知と取得拡充を図る。

<対策>

- 令和6年9月～      施設内の掲示板やグループウェアを利用し育児・介護休業制  
度についての情報を周知する。
- 令和7年9月～      育児・介護休業制度を取得した際の取り扱いについて取得後の  
給付、休業中の税金、社会保険関連、復帰後の取り扱いについて  
周知する。